

■ 決算特別委員長報告 ■

(委員長報告 令和元年12月18日本会議)

決算特別委員会での審査結果等について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案第84号「平成30年度鹿児島県歳入歳出決算について認定を求める件」など議案3件につきまして審査を行い、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

【一般会計及び企業会計を除く各特別会計】

最初に、議案第84号の平成30年度一般会計及び企業会計を除く各特別会計の決算について、御報告申し上げます。

まず、一般会計に係る決算概要については、歳入総額が前年度比3.0%減の8,060億9千万円余り、歳出総額が3.6%減の7,842億9千万円余りで、形式収支、実質収支は、ともに黒字となっております。

財政状況を見ますと、平成30年度末の財政調整に活用可能な基金残高は、249億9千万円余りで、前年度に比べ13百万円余りの減となっております。

一方、県債残高は、地方交付税の振替えである臨時財政対策債などを除いた、本県が独自に発行する県債残高ベースでは、前年度末より262億円余り減少しております。

また、特別会計は母子父子寡婦福祉資金貸付事業など9つの会計で、歳入総額4,008億2千万円余り、歳出総額は3,979億7千万円余りで、形式収支、実質収支は、ともに黒字となっております。

審査の過程でありました主な論議について、申し上げます。

まず、総務部の審査において、県税に関して、不動産取得税などの未納者に対する徴収対策について質疑があり、「未納者に対して督促状を発送し、その督促期限までに納付がない方に対しては、給与、預貯金等を優先して財産調査を行い、差押えに結びつけている。各地域振興局・支庁においては、滞納案件の進行管理を行っており、未納が発生しないよう速やかな滞納整理の着手に努めている」との答弁がありました。

委員からは、「税負担の公平性も重要であるが、滞納整理の費用対効果も考慮しながら、早めの徴収対策が重要であるので、引き続き取組を続けていただきたい」との要望がありました。

次に、国体・全国障害者スポーツ大会局の審査において、「燃ゆる感動かごしま国体」会場施設整備事業の繰越額が12億円と多額となっていることについて質疑があり、「県立鴨池陸上競技場等の整備及び市町村施設の整備補助に係る費用が繰越となっている。資材不足等の理由により繰越額が多くなっているが、概ね計画的に進んでいる」との答弁がありました。

次に、企画部の審査において、総合体育館基本構想策定事業予算の執行済額について質疑があり、「執行済額の主な内訳は、基本構想策定支援業務が727万5千円、日本郵便との土地譲渡協議に係る用地測量費用が231万円、建物等調査費用が1,676万2千円、土地の鑑定費用が155万6千円である」との答弁がありました。

また、平成30年第3回定例会で認められた日本郵便の土地建物調査等に係る補正予算を執行した時期が10月であることについて「総務委員会において『協議の熟度を見ながら、必要なものから執行すること』と意見を付していたが、なぜ計画の熟度が不足する中で早々に予算を執行したのか」との質疑があり、「体育館建設の可否は土地の譲渡が前提となることから、議会での論議を踏まえ、土地の譲渡協議を進めて計画の熟度を高めていくために、この調査は必須であるという判断の下に執行させていただいた」との答弁がありました。

次に、くらし保健福祉部の審査において、予算の流用に関し、一部、地方自治法の規定に反する事務処理が行われていることが、委員からの指摘により判明いたしました。

流用の経緯等について、「障害児施設給付費等事業に係る医療機関からの医療費の請求漏れが、3月補正後に判明したことから、他の予算を流用し執行した」、「今回の指摘を受け、改めて適正な事務処理を行い、決算書等の訂正をお願いした」との説明に対し、委員から、「出納閉鎖後に決算を修正することは、実務上、可能なのか」との質疑があり、「地方自治法に基づく行政上の解釈を示す行政実例によると、決算認定後であっても修正することができる」との答弁がありました。

次に、商工労働水産部の審査において、働きたい女性の就職サポート事業の内容及び効果について質疑があり、「昨年度は、県内全域を受講対象に、始良市と鹿児島市で研修会を開催し、34名が参加した。受講後のアンケートによると、平成29年度に受講した回答者23名のうち、一年後には、半数以上が就職しており、事業効果が現れていると考える」との答弁がありました。

委員からは、「出産や育児等で就職活動が難しい世代のため、開催場所や回数など事業の拡充を図り、様々な広報媒体による周知に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、土木部の審査において、平成27年度に鹿児島市鼓川町で発生した法面崩壊箇所の行政代執行による応急対策工事等に要した費用に係る未収債権、1億9,300万円余りの回収について質疑があり、「財産調査を継続して実施し、しっかりと回収に向けた努力をしまいたい。また、名義変更による財産隠しを見逃すことがないように弁護士への法律相談などを行い、少しでも多く回収できるよう努力を続けてまいりたい」との答弁がありました。

委員からは、「預貯金や不動産の財産動向をしっかりと追っていき、できる限りの努力をつくっていただきたい」との要望がありました。

次に、教育委員会の審査において、鹿児島市南部地区特別支援学校施設整備事業の予算執行について質疑があり、「昨年12月補正で予算計上後、基本設計について公募型プロポーザル方式を採用し、選定された設計者と3月末に契約を締結したため、基本設計費は全額繰越となったが、速やかに基本設計を完了し、今年度中に実施設計に着手することとしている。令和5年4月の開校に向けて業務を進めてまいりたい」との答弁がありました。

これらの審査の結果、議案第84号については、取扱意見として「委員会審査の中で、委員から指摘がなされた、一部不適切な事務処理について、是正したとの説明がなされているが、今後、同様の事案がないようにしていただきたいとの意見を付した上で、予算の目的に沿った執行がなされたものと認められ、また、財産の管理や業務の執行体制についても、おおむね適正であると認められる」として、「認定すべき」との意見と、「総合体育館基本構想策定事業に関し、計画の熟度が著しく不足する中、調査予算を拙速に執行し、結果として、県民に多額の損失をもたらした」として、「不認定とすべき」との賛否両意見があり、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

今回、地方自治法の規定に反する歳出予算の流用が行われたことを踏まえ、次の2点について、委員会として要請いたします。「予算編成に当たり、必要額の把握を的確に行った上で、予算の執行上やむを得ない理由により、歳出予算の流用を行う場合には、地方自治法や予算規則などの関係法令等に基づいた事務処理がなされるよう周知徹底すること。また、予算執行全般について、事務処理が適正に行われるようチェック体制の強化を図ること」

【工業用水道事業】

次に、議案第88号の平成30年度工業用水道事業特別会計決算について、御報告申し上げます。

平成30年度の鹿児島県工業用水道事業は、45事業所に対し、1日平均16,828立方メートルを給水し、平成30年度の営業成績は総収益約32億2,254万円余り、総費用約32億2,446万円余りで、差引き192万円余りの純損失となっております。

審査の過程でありました、主な論議について申し上げます。

未収金5,519万円余りの内訳について質疑があり、「平成31年3月分の工業用水使用料、工事施工等に伴う施工業者の電気料負担金及び平成30年度分の消費税還付金であるが、工業用水使用料及び電気料負担金については本年5月末までに、消費税還付金についても7月1日に収納済みである」との答弁がありました。

審査の結果、取扱意見として、「段階的な使用料の引き上げにより一定の収益の確保は見込まれるものの、企業債の元金償還等が高水準で推移する見込みであることなどから厳しい状況にある。

今後、引き続き、営業費用などの経費の抑制に努める一方、収益の確保を図るため、給水先事業所等の動向に注視し、給水契約の継続確保に努めるとともに、永田川施設の財産処分による収入確保に努めるなど、工業用水の安定供給と経営の安定・効率化が図られるよう一層の努力をされることを要望し、認定すべきである」との意見があり、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

[病院事業]

次に、議案第91号の平成30年度病院事業特別会計決算について、御報告申し上げます。

まず、決算の状況については、経常収支で3億4千万円余りの黒字となるなど、経営改善への取組やその効果が持続されています。

審査の過程でありました、主な論議について申し上げます。

鹿児島県立病院事業基金に関し、薩南病院の建替に向けた、平成30年度中の基金の積み増し状況について質疑があり、「昨年度は、建替のための基金の積み増しに関する議論は行っていないが、今後、県立病院全体の経営状況を踏まえながら、必要に応じて検討してまいります」との答弁がありました。

委員からは、「新薩南病院の順調な開院に向けては、安定的な財政運営を行う必要があるため、基金の積み増しも含めて、計画的な施設整備資金の確保に努めていただきたい」との要望がありました。

審査の結果、取扱意見として「平成30年度の決算については、5病院全体で経常収支は10年連続、資金収支も、実質13年連続の黒字となっている。これは、県立病院第2次中期事業計画に基づき、経営安定化に向けて、様々な改善方策に取り組んだ成果であると思われる。

一方、県立病院を取り巻く経営環境は、診療圏人口の減少に伴う患者減や深刻な医師不足など、大きな課題や不安定要因があり、今後も厳しい状況が続くことが予想されることから、引き続き、県立病院第2次中期事業計画に定める医療面、経営面の目標を達成できるよう、計画の着実な実施に努めるとともに、経営の更なる安定化が図られることを要望し、認定すべきである」との意見があり、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

最後に、委員会としての要望を申し上げます。

「一般会計及び特別会計ともに、歳入の確保、負担の公平の観点から、まず、未収債権の新規発生未然防止に努めるとともに、債権管理マニュアル等に基づく債権管理と効率的な債権回収の徹底に取り組むこと。また、県有財産については、今後の利活用が見込まれない未利用財産については、積極的な売却に努めること。さらに、県有施設等については、計画的な修繕及び維持管理を推進し、施設の特性に応じた更新、長寿命化を図ること」

この3点について、委員会として、一層の取組の強化を要望いたします。